燧会東予支部:国領会会則変更

国領会事務局
2014.3.9

平成26年2月2日第4回役員会で決議承認を受け、平成26年3月8日国領会臨時総会で会員の賛同承認を

第一章　総 則

第1条

本会は国領会と称し新居浜高専同窓会である。
「燧会」の東予支部の位置づけとし、事務 矢野顧問宅に置く。

第2条

本会は、会員相互の交流と親和を図る事を目的とし、原則年1回以上の親睦を行う。
開催月は基本3月とするが、都合により時期を変え開催することもある。
また他地区の燧会会員に対してもｵｰﾌﾟﾝとし、ﾋﾞｼﾞﾀｰの参加を歓迎する。
尚国領祭に合わせた燧会の懇親会(11月)に合流し、他支部等との交流を図る。

第3条

総会は、役員改選時に合わせ2年に1回開催し、事業報告、会則変更などの議決案を出席の会員の
承認を得て機関決定する。

第二章　会 員

第4条

本会は、次の会員をもって組織する。
新居浜工業高等専門学校に入学した者で愛媛県越智郡以東、香川県・徳島県及び高知県東部の
地域周辺に居住もしくは勤務する者で、国領会入会を希望する者を対象に年会費を納入している者

第5条

本会の退会は、年会費未納の場合は自動的に一時退会扱いとし準会員扱いとする。
準会員が隔年後参加の場合は、当年度からの年会費を納付し会員に復活できるものとする。
また、転勤・転居・本人家族の病気等、本会参加が困難で退会の意思表示があった者は
本会を退会とする。

第三章　役 員

第6条

本会に次の役員を置く。

1) 特別顧問	(1名)	6) 庶務	(2名)
2) 支部長	(1名)	7) 顧問	(数名)
3) 副支部長	(1名)	8) 地区ﾌﾞﾛｯｸ長	(数名)
4) 会計監査	(2名)	9) 企業ﾌﾞﾛｯｸ長	(数名)
5) 会計	(2名)		

支部長・副支部長及び会計監査は、会員相互の推薦により選出し任期は2年とする。
会計(2名)　庶務係(2名)の選出については支部長の指名とし、陣容についても
支部長が在任の期間任意に変更することができる。

第四章　会 計

第7条

本会の運営は、年会費、入会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
年会費は2000円とし、毎年12月末までに納付するものとする。
入会費は1000円とし、入会時に納付するものとする。
年会費を未納の場合は自動的に一時退会扱いとするが、隔年後参加の場合は当年度からの
年会費を納付し会員に復活できるものとする。

※入会者要領(入会費)
入会費・・¥1000(1回のみ、脱退時払戻し無し)
年会費・・¥2000/年

第8条

本会の会計年度は、今年度2月1日から次年度1月31日までとする。

第五章　慶弔規定

第9条

国領会役員・ﾌﾞﾛｯｸ長・顧問の本人死亡時には国領会から弔電を送る。

第六章　補　則

第10条

本会則の変更は役員会で決済し、総会で会員の賛同を得るものとする。

付　　則

① この会則は、平成26年3月9日から施行する。

② 国領会事務所所在地

〒792-0856　愛媛県新居浜市船木***　矢野顧問宅

得た。

の

者。